

孺恋村地域防災計画 改定の概要

総務課 地域安全係

◎はじめに

1.計画改定の背景

近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しており、こうした近年の大規模災害の傾向から、「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」といったことが災害の特徴として挙げられます。また、新型コロナウイルス等感染症の流行時には、「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっています。

村防災計画は、平成28年3月以来の改定となります。その間、本村に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめ、全国各地で大規模災害が発生しています。

今回の改定では、当時の災害対応で得られた課題や教訓を踏まえた修正を行うほか、近年の災害を踏まえて改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン、上位計画である国の「防災基本計画」や「群馬県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）、および新たに策定された「浅間山広域避難計画（初版）」との整合を図ることで、より実効性の高い村防災計画とするための改定を行います。

主な改定のポイントは以下のとおりです。

- ▼Ⅰ 令和元年東日本台風における災害対応を踏まえた修正
- ▼Ⅱ 新たに策定された「浅間山広域避難計画（初版）」との整合
- ▼Ⅲ 法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合



◎改定の概要

1. 主な改定内容

I 令和元年東日本台風における災害対応を踏まえた修正

令和元年東日本台風（台風第19号）では、記録的な豪雨により村内各所において、過去最大級の被害を受けました。ケガ人や住家被害の発生、インフラ面では国道144号「鳴岩橋」の落橋および道路の消失、JR吾妻線も被災し、長期間にわたり交通網が遮断され、日常生活に大きな支障が生じました。また、村災害対策本部を設置し、避難指示を発令する事態となり多数の村民が避難するなど様々な対応に迫られました。地域の防災活動も功を奏し、幸いなことに人命が失われることはありませんでした。発災後は、「復旧復興対策本部」を立ち上げ、公共インフラの復旧工事の実施、被災者への支援、国、県等関係機関への要請活動などを積極的に行い、早期の復旧復興を進めてきました。

昨今、自然災害が猛威を振るう中で、今後同程度の風水害が発生した場合においても大きな被害を発生させないため、**自助、共助、公助**の概念により、それぞれが防災意識の向上を図り、共に連携しながら、「災害に強いむらづくり」を目指していくための修正を行います。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第1章「風水害・雪害に強い村づくり」p.風水害・雪害-1

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「村民等の防災活動の促進」p.風水害・雪害-34

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第4章「要配慮者対策」p.風水害・雪害-42

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第3章「活動体制の確立」p.風水害・雪害-75

II 新たに策定された「浅間山広域避難計画（初版）」との整合

歴史上何度も大規模噴火を繰り返し、その度に本村に大きな被害をもたらしてきた浅間山ですが、この度、本村が参画する浅間山火山防災協議会では、令和6年3月に「浅間山広域避難計画（初版）」を策定しました。

この計画は、浅間山で大規模噴火の発生が想定又は発生した場合に、協議会の構成機関が連携協力し、浅間山周辺の住民等の安全を可能な限り確保し、迅速かつ円滑な広域避難対応がとれる体制を構ずることを目的としています。

本改定では、本村の地域特性を踏まえたうえで「浅間山広域避難計画（初版）」で定められた広域避難対応と整合を図り、浅間山の大規模噴火に備えた修正を行います。

⇒関連：火山対策編

Ⅲ 法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合

村防災計画を平成 28 年 3 月に改定して以来、全国各地で自然災害が発生しています。これらの災害の課題や教訓を踏まえ、災害対策基本法や土砂災害防止法等が改正されたほか、災害対応に係る各種ガイドラインの更新等が行われています。また、こうした状況を踏まえ、防災基本計画や県防災計画は毎年見直されています。

本村においても、これらの法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図るため、計画の見直しを行います。

また、改訂の過程において、新たな法改正や上位計画における見直し等が行われた場合は、必要に応じて逐次、村防災計画に反映していきます。

(1) 災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改定をふまえた体制・防災体制の強化

- ・ 災害対策基本法改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し

【これまでの警戒レベルと避難情報】		【令和3年梅雨期からの警戒レベルと避難情報】	
警戒レベル5	災害発生情報	警戒レベル5	緊急安全確保
警戒レベル4	避難指示(緊急)	～ 警戒レベル4までに必ず避難！ ～	
	避難勧告	警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	高齢者等避難

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第2節 災害危険区域の災害予防」

p. 風水害・雪害-12

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第2節 防災思想の普及」 p. 風水害・雪害-35

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第1章「第2節 避難誘導」 p. 風水害・雪害-59

- ・ 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務化

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第4章「第1節 要配慮者対策」 p. 風水害・雪害-42

- ・ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難に係る自治体間の協議

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第1章「第2節 避難誘導」 p. 風水害・雪害-59

(2) 土砂災害防止法等の改正をふまえた避難体制の強化

- ・ 土砂災害等の災害危険区域にある要配慮者利用施設の抽出及び避難確保計画の策定・訓練の推進

⇒参照：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第17節 防災訓練の実施」 p. 風水害・雪害-32

⇒参照：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第3節 村民の防災活動の環境整備」

p. 風水害・雪害-39

(3) 過去の災害対応の教訓をふまえた防災体制の強化

- ・ 外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第8節 防災関係機関の連携体制の整備」

p. 風水害・雪害-183

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第3章「第5節 広域応援の要請等」 p. 風水害・雪害-83

- ・ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

⇒参関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第1節 避難誘導體制の整備」 p. 風水害・雪害-9

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第2節 防災思想の普及」 p. 風水害・雪害-35

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第1章「第2節 避難誘導」 p. 風水害・雪害-59

(4) その他の改訂

- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第7章

「第1節 避難場所の解放及び指定避難所の開設・運営」 p. 風水害・雪害-203

- ・ 男女共同参画の視点や、女性・要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第7章

「第1節 避難場所の解放及び指定避難所の開設・運営」 p. 風水害・雪害-203

- ・ 災害救助法の改正による、災害が発生するおそれがある段階での法適用（避難所の供与の実施）

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第15章「第4節 災害救助法の適用」 p. 風水害・雪害-133